

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）10 月 13 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他 かご漁業	別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他 かご漁業	別記 2 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市新和町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他 かご漁業	別記 3 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	別記4のとおり	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市姫戸町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	別記5のとおり	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市倉岳町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	別記6のとおり	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	別記7のとおり	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市大矢野町上に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	別記8のとおり	3月1日から 11月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市大矢野町中に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年(2023年)10月23日から令和5年(2023年)10月31日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年(2025年)11月30日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、各制限措置の操業区域に係る別記に掲げる内容の条件を付する。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点2と天草市御所浦町（以下「御所浦町」という。）与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点3と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点3と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点4と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

別記2

操業区域（新和地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点5を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点2 熊本県漁場基点天第194号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点3 熊本県漁場基点天第183号（河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

基点5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界

ア 基点1から真方位156度30分、1,620メートルのところ

イ 基点2から真方位207度30分、632メートルのところ

ウ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ

オ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ

カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ

ク 天草市上血塚島西端から真方位238度、540メートルのところ

ケ 新和町榎浦北の鼻から真方位299度、180メートルのところ

コ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点

サ 基点5と基点5から真方位99度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

別記3

操業区域（天草町地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第137号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点2 熊本県漁場基点天第151号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点1と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ39度30分、2,550メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から1,800メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ

オ 基点2と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点2を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

別記 4

操業区域（姫戸地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

別記5

操業区域（天共第11号共同漁業権漁場内 倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点1を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

別記6

操業区域（牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第161号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位295度、1,100メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位355度20分、2,040メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位323度20分、3,110メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から900メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から1,100メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から1,100メートルのところ

ク 基点1と天草市築島東端を見通した線から基点1を基点として右へ307度40分、2,000メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第169号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位173度、1,570メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位200度、720メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位101度47分、540メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

別記 7

操業区域（大矢野町上地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 4 の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）上と同町中との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号（大矢野町黒島西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号（大矢野町羽千島北端）

基点 4 大矢野町串北端

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 339 度、1,300 メートルのところ

ウ 基点 3 と湯島北端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 36 度 38 分、1,000 メートルのところ

エ 基点 4 から長崎県堂崎を見通した線上、基点 4 から 1,900 メートルのところ

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

ウ 操業時間は、午後 4 時から翌日午前 6 時まででなければならない。

別記 8

操業区域（大矢野町中地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点5を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点

基点2 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島北西端）

基点3 熊本県漁場基点天第64号（松島町船人島北端）

基点4 熊本県漁場基点天第54号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点1から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点1から4,500メートルのところ

イ 基点2と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ

ウ 基点2と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点2を基点として右へ352度30分、720メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ

キ 基点3から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ

ク 基点4から松島町船人島北端を見通した線上、基点4から900メートルのところ

ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 大矢野町横島北端より真方位90度、180メートルのところ

サ 大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ

シ 基点5から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点5から540メートルのところ

条件

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

ウ 操業時間は、午後4時から翌日午前6時まででなければならない。